

## 財政運営のチェックポイント

- |                          |                       |
|--------------------------|-----------------------|
| 1. 経常収支比率は               | 市部 80%未満<br>町村部 75%未満 |
| 2. 実質公債費比率は              | 3ヵ年平均18%以上（起債許可団体）    |
| 3. 普通税徴収率は               | 95%以上                 |
| 4. 積立金現在高比率は<br>（財政調整基金） | 標準財政規模の5%～10%程度       |

### 1 経常収支比率

地方公共団体における財政構造の弾力性を見るうえで最も重要な財政指標であり、人件費、扶助費、公債費等のように容易に縮減することのできない経常的経費に税、交付税等を中心とする経常的な一般財源収入がどの程度充当されているかを測定しようとするものである。これが市にあっては80%、町村にあっては75%を超えると財政構造の弾力性を失いつつあると考えてよい。

《算式》

$$\frac{\text{歳出総額のうち経常的経費に充当した一般財源}}{\text{歳入総額のうち広義の経常的一般財源+減税補てん債+臨時財政対策債}} \times 100$$

### 2 起債制限比率

普通会計の地方債元利償還金による財政の圧迫の度合いをみる指標。

《算式》

$$\left\{ \left( \frac{\text{15年度 } A+E-B-C-G}{\text{標準財政規模}+D-B-C-G} \right) + \left( \frac{\text{16年度 } A+E+F-B-C-G}{\text{標準財政規模}+D-B-C-G} \right) + \left( \frac{\text{17年度 } A+E+F-B-C-G}{\text{標準財政規模}+D-B-C-G} \right) \right\} \times \frac{1}{3} \times 100$$

(注)

A…地方債元利償還金充当一般財源（繰上償還分及び準公債費償還額を除く）

B…災害復旧費等に係る基準財政需要額

C…普通交付税の算定において、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費  
（普通会計に属する地方債に係るものに限る。一部事務組合の地方債に係るものを除く）

D…臨時財政対策債発行可能額

E…PFI事業における債務負担行為に係る支出に充てられた一般財源  
（施設整備費、用地取得費に係るものに限る。）

F…五省協定・負担金等における債務負担行為に充てられた一般財源

G…事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費に準ずる債務負担行為に係る支出

### 3 財政力指数

$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$  で表わされ、この数値が大きい程財政力が強いとみることができる。

《算式》

$$\left( \frac{\text{平成15年度 基準財政収入額}}{\text{平成15年度 基準財政需要額}} + \frac{\text{平成16年度 基準財政収入額}}{\text{平成16年度 基準財政需要額}} + \frac{\text{平成17年度 基準財政収入額}}{\text{平成17年度 基準財政需要額}} \right) \times \frac{1}{3}$$

## 財政運営のチェックポイント(つづき)

### 4 標準財政規模

その地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模をいい、すなわち、標準的な行政活動を行うために必要な經常的一般財源の総量を示すものである。

《算式》 標準税収入額 + 普通交付税額

(注) 標準税収入額 = (基準財政収入額 - 地方譲与税 - 交通安全特別対策交付金)

$$\times \frac{100}{75} + \text{地方譲与税} + \text{交通安全特別対策交付金}$$

### 5 実質公債費比率

平成18年度より地方債の発行が許可制度から協議制度へ移行したことに伴い、許可団体と協議団体を分ける基準の1つとして新たに設けられた指標。従来の起債制限比率では算入されていなかった「公営企業に対する一般会計繰出金」や「一部事務組合に対する負担金・補助金」などのうち公債費に充当されたもの等を含めた「実質的な公債費」に費やした一般財源の額が、標準財政規模に占める割合を表す比率。平成15年度から平成17年度の単年度分をそれぞれ計算し、その値を3ヵ年平均したものが平成17年度決算の実質公債費比率となる。

18%以上の団体は起債許可団体となり、25%以上の団体は一部の起債が制限される。

《算式》

$$\text{実質公債費比率} = \left[ \left\{ \frac{\text{15年度}}{(A+B) - (C+D)} \right\} + \left\{ \frac{\text{16年度}}{(A+B) - (C+D)} \right\} + \left\{ \frac{\text{17年度}}{(A+B) - (C+D)} \right\} \right] \times \frac{1}{3} \times 100$$

(注1)

- A……………地方債の元利償還金（公営企業分、繰上償還等を除く）
- B……………地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）
- C……………元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源
- D……………地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額
- E……………標準財政規模
- F……………臨時財政対策債発行可能額

(注2)

- 準元利償還金……………①満期一括償還方式の地方債の1年当たりの元金償還金相当額  
②公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出金  
③一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金・補助金  
④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（PFI事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給など）